

令和8年3月

## 東京芸術大学音楽教育振興会会費の納入について

令和8年度音楽学部・大学院修士入学生  
保護者各位

東京芸術大学音楽教育振興会  
会長 酒井 恵子

長い入学試験も終わり、多くの難関を突破して見事合格されましたことを心からお慶び申し上げます。

本会は、音楽学部・大学院の教育研究、学生の課外活動などを全面的に支援するため、昭和51年（1976年）4月に発足し、音楽学部（学部・大学院修士）全学年の保護者の皆様にご加入いただいております。

この会費は、国内、海外の著名な演奏家、芸術家の演奏会・特別講座、定期演奏会、ピアノの調律、大学の芸術祭・五芸祭等の課外活動、国際交流事業の助成、その他直接間接に学生のための教育活動を支援して、音楽学部の教育の充実と運営の円滑化に寄与しております。

また、学生が大学備品（楽器等）を破損した場合、学研災付帯賠償責任保険が適用されますが、学研災付帯賠償責任保険の賠償額を超える部分についても音楽教育振興会から助成いたします。

なお、未入会の学生に対して、上記行事等の補助ができませんので、ご留意ください。

つきましては、入学料と共に会費の納入をお願い申し上げます。

記

会費	学部生	80,000円
	大学院（修士）	40,000円

## 手続き方法

入学区分	会 費	手続き方法	手続き期間
学部学生	80,000円	①入学料と共に左記会費を振り込んでください。 ②「入会申込書」をプリントアウトし必要事項を記入してください。 ③入学手続き書類と共に「入会申込書」を郵送してください。	郵送受付 2026年3月23日(月)必着
大学院生 (修士課程)	40,000円	④郵送先 〒110-8714 東京都台東区上野公園12-8 東京芸術大学音楽学部教務係	郵送受付 2026年3月6日(金)必着

東京芸術大学音楽教育振興会  
 ホームページ <https://oks.geidai.ac.jp/>  
 〒110-8714  
 東京都台東区上野公園12-8  
 電 話 050-5525-2299



# 令和6年度音楽振興会会費の使途



特別講座



ピアノ調律



芸大オペラ定期 第69回 「コシ・ファン・トゥッテ」



モーニング・コンサート

- 【特別講座 (助成額 2,235千円)】
- 【ピアノ調律 (助成額 5,000千円)】
- 【演奏会助成 (助成額 3,706千円)】
- 【ティーチングアシスタント補助 (助成額 2,000千円)】
- 【課外活動助成 (助成額 2,550千円)】
- 【研究助成 (助成額 1,875千円)】
- 【運営費 (助成額) 185千円】



令和5年度藝術祭

## ○東京芸術大学音楽教育振興会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東京芸術大学音楽教育振興会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、東京芸術大学音楽学部内に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、東京芸術大学音楽学部における音楽教育、研究の振興並びに広く芸術文化の進展に寄与するため、その促進、助成を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 音楽教育・研究の助成
- (2) 育英事業
- (3) 学生の福利事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、普通会员、特別会員及び賛助会員とする。

- (1) 普通会员は、東京芸術大学音楽学部学生の保護者及び同大学院音楽研究科学生の保護者
- (2) 特別会員は、本会の役員経験者で引き続き会員であることを希望する者
- (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同し、入会を希望する者

(会費)

第6条 本会の会費は、次のとおりとし、子弟入学の時納入するものとする。

普通会员	A	学部学生1人につき1回払として	金	80,000円
	B	大学院学生1人につき1回払として	金	40,000円

特別会員 会費の額は、特に定めない。

賛助会員 会費の額は、特に定めない。

### 第4章 役員及び顧問

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名（内 常任理事 2名）
監事	2名

- 2 会長及び副会長は、総会において普通会员の互選により決定する。
- 3 理事・常任理事及び監事は、会長が普通会员のうちから指名するものとする。  
(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、重要事項の審議にあたる。
- 4 常任理事は、事業の企画・立案並びに庶務及び会計に従事する。
- 5 監事は、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学部在学中は4年間、大学院修士課程在学中は2年間までとし、その年限を超えることはできない。

- 2 前項の役員に欠員を生じた場合の補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。  
(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。
- 3 顧問任期は2年とし、再任を妨げない。

## 第5章 会議

(総会)

第11条 総会は、毎年学年始めに開き、次の事項を決める。ただし、理事会をもって総会に代えることができる。

- (1) 予算の決定及び決算の承認
- (2) 会則の変更
- (3) その他必要な事項

(理事会)

第12条 理事会は、会長・副会長・常任理事及び理事をもって組織し、年2回これを開く。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 理事会は、次の事項を決める。
  - (1) 予算案・決算案の審議
  - (2) 事業計画の策定
  - (3) その他理事会において必要と認める事項

3 会長は、必要と認めるときは、理事以外の者を理事会に出席させ、意見を求めることができる。

(常任理事会)

第13条 常任理事会は、会長・副会長及び常任理事をもって組織し、年2回これを開く。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開くことができる。

- 2 常任理事会は、次の事項を行う。
  - (1) 予算案・決算案の作成
  - (2) 事業の企画・立案

(3) その他常任理事会において必要と認める事項

3 会長は、前項の審議に際し、東京芸術大学の教職員の意見を求めることができる。

(経 費)

第14条 本会の経費は、会費・寄附金及び事業等により生ずる果実をもってこれに充てる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

附 則

1 この会則は、昭和51年4月1日から実施する。

2 東京芸術大学音楽学部後援会は、本会発足の時においてこれを解散し、その権利・義務及び財産の一切は、本会が継承する。

3 東京芸術大学音楽学部後援会解散時の役員（ただし、東京芸術大学教職員を除く）及び会員は、本会の役員及び会員となる。

附 則

この会則は、昭和58年6月24日より施行し、昭和59年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成18年6月15日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成23年6月2日より施行し、平成23年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、平成29年5月31日より施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日より施行する。

附 則

この会則は、令和7年4月1日より施行する。

仮学籍番号 \_\_\_\_\_

## 入会申込書

東京芸術大学音楽教育振興会の趣旨に賛同し、入会します。

※令和 年 月 日

※学 生 学 部 \_\_\_\_\_ 科 \_\_\_\_\_ 専攻 \_\_\_\_\_

大学院 \_\_\_\_\_ 専攻 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

※保護者 郵便番号 ( \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ )  
住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_)

勤務先 \_\_\_\_\_

職 業 \_\_\_\_\_ (電話番号 \_\_\_\_\_)

氏 名 \_\_\_\_\_

東京芸術大学音楽教育振興会会長 殿